

平成23年3月31日

被災障害者の生活と援助を確保するための特別立法にむけての追加意見

日本グループホーム学会

1, 今回の震災は、地震、津波、原発、計画停電と多岐にわたる事態が同時に存在し、従来の「被災地」概念を超える範囲でそれぞれに困難な状況をかかえる障害者がいる。各事態において、障害のある人たちが受けている影響を注意深く情報収集し、迅速で的確な政策につなげる「意志決定中枢の確立」が大切である。地元の行政能力を超える現状をふまえ、全国の自治体による支援先市町村の調整など、見落としや漏れを避けるための相互支援体制作りが急がれる。

2, 被災者の中には障害者のみではなく高齢者もいる。要援護者への対策はできるだけ多くの人たちに対応できるようにするため、ユニバーサルな考え方を取り入れたものとするべきである。被災者を一律的に線引きすることなく、生活の実態に合わせて自立を支援しなければならないと考える。

3, 復旧復興予算を物だけではなく、人にも投下していただきたい。被災して多くの人たちが仕事を失っている一方、障害のある人たちは支援者を失っている。

一般の人たちにとっても、避難しつつも新しい生活の糧となる仕事をより早く手に入れることが活力を生み出すことにつながる。特に障害のある人たちへの支援をめざす者には必要な資格が取れるように支援したり、支援者を求める障害者や地域の事業所のニーズにこたえる窓口機能を早期に避難所や仮設住宅等に設けてほしい。

4, 今回の震災で障害を受けた人たちもいる。これまでの生活では支援を必要としなかった人たちの中にも、震災により社会環境あるいは物的環境が変化してしまったことにより支援が必要となっている人たちもいると思われる。これら新たに支援を必要とする状態に至っている人たちの把握を急ぐ必要があり、できるだけ早く適切な支援の手がさしのべられるようにしてほしい。

5, 阪神大震災の時と大きく異なるのは、入所施設中心の障害者福祉から地域福祉への大きな政策転換が行われた点である。避難所、仮設住宅、復興住宅と施策をすすめる時に、一般の人たちだけではなく、障害のある人も視野に入れた計画としてすすめていただきたい。

障害者も高齢者も安心して住める場を確保し、仮設グループホームや復興住宅へのグループホーム入居も進める必要がある。できるだけ被災した地域をまるごとそのままの形で場を移すという考え方に立って施策をすすめていただきたい。このことは、避難の受け入れ先にも周知する必要がある。

6, 避難生活、仮設住宅、復興住宅と生活の立て直しが進むにつれて住まいを変えていく時に支援する人たちの存在を確保していく必要がある。地域の中で援助に携わってきた人たちとのつながりをできるだけ切ることがないように施策を展開することが重要である。被災直後から訪問して支援する人たちやグループホームや通所事業所で支援する人たちが障害者や

高齢者の日常をこれまで通り支えられるようなバックアップの確立が大変重要である。

7, 被災地では、阪神大震災のような深刻な交通渋滞は起きていないが、一方、ガソリン供給不足から支援物資を届けて回ることが困難な状況にある。支援者に急ぎ「緊急車両」の指定をおこない、障害のある人たちを訪問する足を確保する対策を急いでいただきたい。公共交通機関が途絶する中、支援者の日常勤務にも支障が出ており、LPGの確保が可能なタクシーの認可地域を緩和し、巡回サービスなど事業所の活動を公的支援する体制も併せて急がれる。